

国立大学法人大分大学経営協議会規則

平成16年4月1日制定
平成16年規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第5条第2項の規定により、国立大学法人大分大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 4人
- (3) 学長が指名する職員 2人
- (4) 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 8人

(審議事項)

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な内部規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要な事項

(任期)

第4条 第2条第3号の委員のうち、組織の長は、組織の長の任期とし、組織の長以外の者は、2年とし、再任を妨げない。

2 第2条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

3 議長は、経営協議会を主宰する。

4 議案の提出は、議長が行う。

5 委員は、議長に対して議案の提出を請求することができる。

(議事)

第6条 経営協議会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(議事の特例)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより経営協議会を開催する

必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の経営協議会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第8条 議長は、経営協議会の議事録及び議事概要を作成しなければならない。

(事務)

第9条 経営協議会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、経営協議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第18号)

この規則は、平成21年12月25日から施行する。

附 則 (平成25年規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第16号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第21号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第10号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。